

議案第 31 号

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例

橋本市債権管理条例(平成 27 年橋本市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(市長の責務) 第 4 条 市長(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条に規定する管理者を含む。以下同じ。)は、法令並びに条例及び規則の規定に基づき、適正かつ効率的な市の債権の管理を行わなければならない。</p> <p>2 略 (遅延損害金) 第 6 条の 2 略 2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額にその履行期限の翌日における民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。</p> <p>3～6 略 (強制執行等) 第 7 条 市長は、私債権及び非強制徴収公債権(以下「私債権等」という。)について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されなるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 10 条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第 11 条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認めめる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略 (履行延期の特約等) 第 11 条 略 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した遅延損害金その他の徴収金(以下「遅延損害金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。</p>	<p>(市長の責務) 第 4 条 市長は、法令並びに条例及び規則の規定に基づき、適正かつ効率的な市の債権の管理を行わなければならない。</p> <p>2 略 (遅延損害金) 第 6 条の 2 略 2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。</p> <p>3～6 略 (強制執行等) 第 7 条 市長は、私債権及び非強制徴収公債権(以下「私債権等」という)について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されなるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 10 条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第 11 条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認めめる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略 (履行延期の特約等) 第 11 条 略 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る遅延損害金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。</p>

(免除)

第12条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権等について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると認められるときは、当該債権及びこれに係る遅延損害金等を免除することができる。

2 略

(放棄)

第13条 市長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る遅延損害金等を放棄することができる。
(1)～(8) 略

(免除)

第12条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権等について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 略

(放棄)

第13条 市長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。
(1)～(8) 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。